

# 障害者等級主要事業一覧表

区 分		視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音声言語障害		心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫の各機能障害			
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	
サービス種類	障害等級																		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
医療費	自立支援医療（更生医療）	手帳所持者で、障害の種類、医療内容が該当すれば利用できます。																	
	自立支援医療（育成医療）	手帳を所持していなくても、障害の種類、医療内容が該当すれば																	
	自立支援医療（精神通院医療）	手帳を所持していなくても、障害の種類、程度が該当すれば利用																	
	重度障害者医療費の助成	○	○	※	※	※	※	○	※	※	※	※	※	※	※	○	○	※	※
日常生活の支援	障害福祉サービス	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害児・者の福祉サービスの給付です。障害の程度により受けられるサービスに違いがあります。まずは委託相談支援事業所（P8参照）にご相談ください。																	
	訪問を受けるサービス																		
	施設に通って利用するサービス																		
	グループホーム																		
	施設に入所するサービス	サービスによって窓口が異なります。まずは市役所障害福祉課へ																	
	相談支援サービス																		
	障害児通所支援給付サービス	障害の程度により受けられるサービスに違いがあります。																	
	地域生活支援事業							○	○	○	○	○							
	手話通訳・要約筆記者の派遣	対象疾患や状態により、受けられるサービスに違いがあります。																	
難病等の方へのサービス																			
福祉用具	補装具費の支給	障害の種類や程度により、給付・交付・修理のできる品物に違い																	
	日常生活用具の給付																		
助成・手当・年金	住宅改造費用の助成	○	○																
	自動車改造費用の助成																		
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	○	○	○
	特別児童扶養手当	○	○	○				○	○					○		○	○		
	障害児福祉手当	△	△					△								△			
	特別障害者手当	△	△					△								△			
障害基礎年金	△	△	△				△	△					△	△	△	△			
税金・公共料金割引	税金の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車税・軽自動車税の減免	○	○	○	○			○	○				△		○	○	○		
	国民健康保険料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	NTT無料番号案内	○	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	○					
交通割引	タクシー券・ガソリン券	△	△					△							△	△			
	タクシー・バス・JR割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	国内航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公共駐車場の料金割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	駐車禁止除外指定車標章の交付	滋賀県警察の規定に該当する歩行困難な人																	
	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	○	○	○	○			○	○		△				○	○	○	○	

※この表は、あくまでも参考であり、○・△であっても対象にならない場合がありますので、

肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)						知的 障害		精神障害			所得 制限	年 齢 制 限	自 己 負 担	掲 載 ペ ー ジ	備 考  (○印：該当、△印：一部該当、※印：対象者 には手帳交付時に市役所から必要書類を送付し ています)
1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	1	手帳の交付
											有	有	有	3	18歳以上
											有	有	有	3	18歳未満
											有		有	4	
○	○	※	※	※	※	○	△	○	○		有	有	有	4	
													有	8	本人および扶養義務者の課税状況により費用 負担があります。 障害支援区分の認定は18歳以上
													有	9	
													有	10	
													有	12	
													有	12	
													有	12	介護保険適用者は除きます。
													有	14	お問い合わせください。
													有	16	
														17	大津市内に居住している人
														19	大津市内に居住している人
											有		有	20	介護保険適用者は介護保険制度が優先します。
											有		有	21	
○	○					○					有		有	27	原則、65歳未満の障害者
△	△	△	△								有		有	27	通学、通院、通所、就労等で自動車が必要な人
○	○	○	○									有	有	28	18歳以上。肢体不自由で自動車を改造する必要がある人も対象
○	○	○	△			○	△				有	有		28	20歳未満。手帳に該当しない障害でも、認定される場合があります。
△	△					△					有	有		30	20歳未満の障害者。施設入所している人は除く。
△	△					△					有	有		30	20歳以上の障害者。施設入所・入院している人は除く。
△	△	△	△			△	△	△	△		有	有		32	20歳以上の障害者
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				34	市県民税、所得税、相続税、贈与税
○	○	△	△	△	△	○		○						35	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有			37	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有			37	全額免除と半額免除があります。
△	△					○	○	○	○	○				38	
△	△					△		△			有			39	どちらか一方を選択・市民税非課税世帯に属する人
○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△				39	
○	○	○	○	○	○	○								41	第一種・Aの手帳所持者は介護者運転の場合も適用
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		有		42	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				42	
						○		○						43	滋賀県警察の規定に該当する歩行困難な人
○	○	△	△	△	△	○		○						44	

詳しくは掲載ページをご覧くださいの上、各窓口にお問い合わせください。